

監査法人エリアに対する検査結果に基づく勧告について

平成 29 年 6 月 8 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査法人エリア（法人番号 2010405005467、以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 当監査法人は、監査リスクの高い複数の上場会社の監査業務を新規に受嘱しているが、その中には、過去に不正会計を行ったものや受嘱時において有価証券報告書等の提出期限までの期間が短いもの、前任監査人との間で訂正監査契約が締結されなかったものなどが含まれている。このような被監査会社に対する監査業務の実施において、統括代表社員を含む各社員は、当監査法人の品質管理態勢は十分であると認識している。

しかしながら、今回審査会検査において、社員等が代表を務める他の法人等に関して独立性の確認を行っていないことが認められるほか、下記 2. 以下に記載するとおり、監査業務の新規受嘱時の対応において複数の不備が認められ、監査業務の実施について、残高確認により入手した回答を検討しないなど監査の基本的な手続における不備が複数認められている。

また、審査においては、大会社等の監査経験のない者を専任の審査担当者として選任しており、当該審査担当者による十分な審査手続が実施されていない。さらに、定期的な検証においては、経験のある検証責任者が十分に参与していないなど、品質管理の実施態勢が適切に整備されていない。

加えて、当監査法人は、今回審査会検査においても、前回審査会検査の指摘と同一、同様の不備が複数認められている。

このように、当監査法人の品質管理態勢は著しく不十分である。

2. 当監査法人は、新規受嘱の判断において、被監査会社に経営権を巡る争いが発生している中で、検証可能性の乏しい手許現金による投資が短期間で回収困難となっていることなどを認識していたにもかかわらず、投資などに関する不正リスク及び過年度訂正の必要性を合理的に判断するための監査証拠の入手可能性を踏まえた判断を行っていない。なお、受嘱後の期首残高監査及び第 1 四半期レビューにおいて、主として前任監査人の監査手続に依拠し、監査の基準で求められている不正リスクに対応するための追加手続を実施していない事実が認められており、受嘱時における監査の実施方針の検討が不十分であった状況が窺われる。

さらに、複数期にわたる訂正監査の受嘱が監査報告期限の直前であり、前任監査人から監査調書を借り受けて前任監査人の監査手続の十分性の評価や必要な追加手続を行うことが困難な状況であるにもかかわらず、受嘱に当たり必要となる監査時間及び監査要員について十分に分析をしていない。

3. 個別監査業務においては、特別な検討を必要とするリスクを識別しているのれんの評価に係る監査手続において、のれんの残高を誤認し、のれん残高全体の回収可能性について監査証拠を入手しておらず、また、残高確認手続により入手した回答を十分に検討していないため、有価証券報告書における関連当事者の注記漏れを発見できていない。

さらに、当監査法人の実施した監査業務において、残高確認により入手した回答の検討を実施しておらず、また、被監査会社の提出資料の正確性及び網羅性の検証を十分に行わなかったことにより訂正対象項目の会計処理誤りを見落とすといった不備が認められる。

加えて、特別な検討を必要とするリスクを識別しているのれんの評価について検討過程を監査調書に残しておらず、また、経営者の利用する専門家の評価において評価手続の詳細な過程及び評価結果を監査調書に記載していないなど、監査調書の記載の不備が複数認められる。

4. 監査業務に係る審査においては、大会社等の監査経験がない者を審査の専任者として選任しており、当該審査担当者は、特別な検討を必要とするリスクなどに対して監査チームが行った重要な判断とその結論について検討を行う必要があるにもかかわらず、当該リスクに係る監査調書の提示を求めておらず、のれんの評価の検討が不十分であることなど、特別な検討を必要とするリスクに関する重要な監査手続上の不備を指摘できていない。このほか、関連当事者取引の注記漏れやリスクの高い監査業務の受嘱手続の不備を指摘できていないなど、今回審査会検査で発見された監査実施上の重要な問題点についても審査において発見できていない。

また、当監査法人の監査業務の定期的な検証は、公認会計士資格を有しない補助者が主に実施しており、経験のある責任者が十分に関与していない。

5. 当監査法人は、前回審査会検査における指摘を受け、研修による改善措置の周知とともに、改善事項のチェックリストを作成し、再発防止を図ったとしている。また、定期的な検証等の際に改善状況の検証を行ったとしている。

しかしながら、前回審査会検査において残高確認の手続の一部未実施や会計上の見積りの監査手続の不備を指摘された業務執行社員の2名については、今回審査会検査においても前回指摘と同一の不備が複数認められている。また、リスク評価手続、会計上の見積りの監査手続等について、前回審査会検査と同様の不備が複数認められる。

さらに、当監査法人は、前回審査会検査において、監査調書の記載が不十分と指摘されていたにもかかわらず、上記3.に記載するとおり、今回審査会検査においても同様の不備が認められている。

このように、当監査法人の改善に向けた取組は実効性があるものとは認められず、著しく不十分である。

お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会事務局

審査検査室

(代表) 03-3506-6000 (内線 2475)